

新型コロナウイルス感染症の影響による

令和4年度分の保険税(料)の減免について

『生計を主として維持する者』が下記に該当する場合、令和4年度分の保険税の減免対象となります。
※『生計を主として維持する者』とは、世帯主(介護保険除く)または世帯で最も所得の多い方をいいます。

生計を主として維持する者の事由【死亡・入院】

新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な疾病を負った。

※重篤な疾病・・・1カ月以上の治療を有すると認められるなど、感染の症状が著しく重い場合

生計を主として維持する者の事由【収入の減少】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した

はい

いいえ

① (※国民健康保険の方) 非自発的失業者(解雇・雇用期間満了等による失業)の保険税軽減制度の対象である。

いいえ

はい

② 事業収入等のいずれかが令和3年に比べ令和4年は3割以上減少し、3割以上減少した収入に係る令和3年の所得金額が0円以下ではない。

※事業収入等・・・事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入
※減免額を算定するため、世帯全員の令和3年中の所得の申告が必要です。

はい

いいえ

③ (※国民健康保険・後期高齢者医療制度の方)
令和3年の合計所得金額が1,000万円以下である。

はい

いいえ

④ 「②の3割以上減少した収入」を除いた収入に係る令和3年の合計所得金額が400万円以下である。

はい

いいえ

減免の要件には該当しません。
※ただし①に該当する方で給与収入以外の減少する事業収入等がある場合は該当することがあります。

保険税(料)減免の対象となりますので下記までお問合せください。

減免の申請期限は、令和5年12月31日です。

※令和3年度に新型コロナウイルス感染症の影響による保険税(料)の減免を申請している方も、条件に該当していれば再度申請ができます。

照会先 保険年金課(電話23-6724)